

化学物質等のリスクアセスメント を実施しましょう

改正労働安全衛生法(平成28年6月1日施行)

労働安全衛生法の改正により平成28年6月1日から一定の化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務付けられます。このリーフレットを参考に制度改正の趣旨をご理解いただき、事業場において化学物質等のリスクアセスメントを適切に実施されますようお願いいたします。

○リスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

○対象となる事業場は

業種、事業場規模にかかわらず、対象化学物質等を製造・取扱を行うすべての事業場が対象となります。

○リスクアセスメントの対象物質は

安全データシート(SDS)の交付義務の対象である**640物質**です。

取り扱っている製品に、対象物質が含まれているか確認してください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS



検索

1 リスクアセスメントの実施時期

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

○法律上の実施義務

- ① 対象物を原材料等として新規採用・変更するとき。
- ② 対象物を製造・取扱業務の作業方法や作業手順を新規採用、変更するとき。
- ③ 対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれのあるとき。

○指針による努力義務

- ① 労働災害発生時。
- ② 過去のRA実施以降、機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験など、リスクの状況に変化があったとき。
- ③ 過去にRAを実施したことがないとき。

2 リスクアセスメントの実施体制

下表を参考にリスクアセスメントを実施する体制を整えましょう。

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者等	事業場トップ	リスクアセスメント(RA)等の実施を統括管理
安全管理者・衛生管理者・作業主任者・職長等	労働者を指導監督する地位にある人	RA等の実施を管理
化学物質管理者	化学物質等の適切な管理について必要な能力がある人から指名	RA等の技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や化学物質のための機械設備等についての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のRA等への参画
外部専門家	労働衛生コンサルタントなど	より詳細なRA手法の導入等、技術的な助言を得るために活用が望ましい

「ラベルでアクション」運動実施中！

職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう。

製品にGHSマーク(絵表示)があったら、SDSの確認、リスクアセスメントの実施につなげましょう。

*「リスクアセスメント」の流れについては、裏面をご覧ください。



(製品の名前) △△△製品 ○○○○
(絵表示)   (注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒
(注意書き) 取扱注意 (供給者の特定) ・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる

